株式会社アスマーク

定款

第１章　　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アスマークと称し、英文では ASMARQ Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．マーケティングリサーチおよびそれに関連する各種情報の収集、分析、提供サービス

２．インターネットを利用した各種情報の収集、分析、提供サービス

３．コンピュータを利用した各種情報の提供サービス

４．労働者派遣事業

５．経営コンサルタント業務

６．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、4,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令および本定款のほか、取締役会の決定において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席

した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内、監査等委員である取締役は３名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

⑤　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②　当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 28 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 29 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 30 条　会計監査人は、株主総会の決議によって、選任する。

（会計監査人の任期）

第 31 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は前項の定時株主総会おいて別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 32 条　当会社の事業年度は、毎年 12 月１日から翌年 11 月 30 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 33 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

（中間配当）

第 34 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 35 条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

１　現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１５条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法第 70 号）附則第１項ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和４年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３　本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

変更履歴

2004年　2月29日　作　成
2005年　1月17日　変　更
2007年　1月24日　変　更
2013年10月31日　変　更
2014年　1月17日　変　更
2015年　3月30日　変　更
2015年10月　7日　変　更
2016年　4月28日　変　更
2017年　2月27日　変　更
2017年11月27日　変　更
2018年10月15日　変　更
2019年12月23日　変　更
2020年11月　9日　変　更
2022年　7月　5日　変　更